

広告用動画モニター  
設置・運営事業者選定  
一般競争入札参加案内

令和6年12月

和歌山市 財政局 財政部 管財課

# 一般競争入札参加案内

- 1 物件
- 2 広告用動画モニターの設置・運営条件
- 3 広告の仕様
- 4 掲示期間中の注意事項
- 5 入札参加資格
- 6 申込みの受付
- 7 申込みの方法
- 8 入札保証金の納付
- 9 入札に必要なもの
- 10 入札、開札の日時及び場所
- 11 入札の方法
- 12 入札の無効事項等
- 13 入札の延期又は中止
- 14 開札
- 15 落札者の決定の方法
- 16 契約に関する事項
- 17 契約保証金
- 18 契約の解除
- 19 使用許可申請及び物件の設置
- 20 その他
- 21 疑義の質問
- 22 問い合わせ先

# 一般競争入札参加案内

市の広報手段として、動画モニターを設置します。

設置するにあたり、動画モニターに関して、ノウハウのある運営会社を一般競争入札（事前審査型制限付き一般競争入札）により設置事業者を選定します。

## 1 物件

### (1) 本庁舎

所在地 和歌山市七番丁23番地

職員配置数 1, 175人

### (2) 東庁舎 和歌山市七番丁22番地

職員配置数 591人

### (3) 来庁者数

1日当たり約2,000人

## 2 広告用動画モニターの設置・運営条件

別紙「和歌山市広告契約書」のとおりとします。

## 3 広告の仕様

### (1) 広告の方法

動画モニターによる広告

### (2) 設置場所

本庁舎の1階に6カ所及び東庁舎の1階に1カ所の計7カ所（別紙1及び2位置図を参照）

### (3) 設置期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

### (4) 広告媒体について

ア 動画モニター（付随する設備を含む。以下同じ。）の製作、設置、運用管理、撤去等に係る一切の費用は事業者の負担とする。

イ 壁面設置可能等の薄型で設置した際、業務の支障にならないものであること。

ウ 鋭利な突起物等がない安全に配慮したものであること。

エ 転倒や転落が発生しないよう確実に固定できるものであること。

オ 電力を使用するものにあつては、電源の開閉をタイマーその他の機器により自動制御することができるものであること（電力を使用することができる時間帯は、8時30分から17時15分（木曜日にあつては、19時）までとし、動画モニターが消費する電力に係る料金は、事業者が負担すること。）。

### (5) 広告内容等

ア 広告主の選定及び広告内容等については、別添の「和歌山市広告掲載等に関する要綱」を遵守すること。

イ 音声が発生する機器を用いる場合は市役所の業務に支障のないよう音量を設定すること。

ウ 動画モニターを稼働させるそれぞれの日において、画像又は動画の表示時間全体の5分の1以上の時間を市政に係る情報の発信に充てること。

(6) 市に支払う広告料金（設置場所、面積に係る目的外使用料を含む。）

入札金額は、市に支払う広告料を1年当たりの総額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）で表示すること。

(7) その他

ア 掲示期間内であっても、庁舎のレイアウト変更等により、やむを得ず、設置場所の変更や広告掲示の全部又は一部を中止することがある。また、設置台数及び設置場所については協議の上、変更する場合がある。

イ 広告内容については、市内部において審査を行うものとする。よって、広告内容（広告内容の変更を含む。）を広告掲示開始前10日以内に提出すること。

#### 4 掲示期間中の注意事項

市は、事業者の責めに帰する理由に基づき、庁舎の利用に不適当な事情が発生した場合は、掲示の全部又は一部を中止させることができるものとする。この場合においては、事業者は動画モニターを撤去し、かつ、原状に復さなければならないものとし、市は既納の目的外使用料を返還しない。

#### 5 入札参加資格

次のすべての条件を満たすこと。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）及び同法の規定による固定資産税の滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生計画の認可決定を受け、かつ、その決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (4) 和歌山市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書2に規定する排除措置の対象となる法人等でないこと。

#### 6 申込みの受付

(1) 入札参加申込みの受付期間及び場所

受付期間 令和6年12月18日（水）～令和7年1月15日（水）

午前9時～午後5時

※閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）は受付できません。

受付場所 和歌山市七番丁23番地

和歌山市役所 財政局 財政部 管財課（和歌山市役所本庁舎5階）

(2) 必ず受付期間内に、入札参加申込みの手続きを済ませてください。

(3) 郵送や電話、ファックスによる申込みはできません。

## 7 申込みの方法

### (1) 申込方法

入札参加者は、受付期間内に、一般競争入札参加申込書に必要事項を記入・押印（印鑑登録済の印を使用）のうえ、「申込みに必要な書類」を添えて、管財課へ直接持参してください。（郵送やファックスによる申込みはできません。）

また、必要に応じて他にも書類を提出していただくこともあります。

### (2) 申込みに必要な書類

ア 印鑑証明書

イ 履歴事項全部証明書

ウ 本店所在地を所管する税務署発行の納税証明書（その3の3）

（ア）法人にあっては、所管する税務署発行の納税証明書（その3の3）及び本店（和歌山市との取引に関し、営業所の長等に委任する場合にあっては、本店及び当該営業所）の所在する市区町村発行の納税証明書（固定資産税及び法人市民税に係るもの）

（イ）個人事業者にあっては、所管する税務署発行の納税証明書（その3の2）及び住所地の市区町村発行の納税証明書（固定資産税及び市民税に係るもの）

エ 誓約書

オ 役員等調書及び照会承諾書

※ 各証明書については、発行後3か月以内のもの各1通必要です。

(3) 受付の期間中に提出された入札参加申込書及び提出された書類を審査し、入札参加資格を有すると認められた場合は、一般競争入札参加決定通知書を交付します。なお、提出された書類は返却いたしません。

※ 申込書等様式については、和歌山市ホームページ

(<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/>) からダウンロードしてください。

## 8 入札保証金の納付

入札保証金は、不要とします。

## 9 入札に必要なもの

(1) 入札参加者が法人で、入札に代表権のある者が出席する場合

ア 一般競争入札参加決定通知書（申し込み選定後、管財課から送付します。）

イ 印鑑（印鑑証明書により証明された印鑑）

(2) 入札参加者が法人で、入札に代理人が出席する場合

ア 一般競争入札参加決定通知書（申し込み選定後、管財課から送付します。）

イ 委任状（入札参加法人の印鑑証明書により証明された印鑑が押印されているもの）

ウ 委任状に押印されている代理人の印鑑

## 10 入札、開札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年1月30日（木）午前10時30分

(2) 場所 和歌山市七番丁22番地 和歌山市役所 東庁舎3階 第5会議室

## 11 入札の方法

(1) 入札書は、本人又は代理人が出頭して、所定の入札書を封書に入れて提出してください。

(2) 郵便による入札書の提出は、認めません。

- (3) 入札書には入札者の住所、氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名）を記入し、押印して、1年当たりの広告料の入札希望の額を記入してください。  
入札書に押印する印鑑は、本人が入札される場合は、入札参加申込時に提出された印鑑証明書の印影と同じ印鑑とします。代理人が入札される場合は、委任状に押印された代理人の印影と同じ印鑑とします。なお、それ以外の印鑑が押印されている場合の入札書は無効とします。
- (4) 代理人が入札する場合は、入札前に必ず委任状を提出すること。なお、代理人は2人以上の入札者の代理となることはできません。また、入札者は、他の入札者の代理人になることはできません。
- (5) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (6) 入札室への入室は、1申込みにつき1名とします。

## 12 入札の無効事項等

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札の参加資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札参加者が1物件に2以上の入札をしたとき。
- (3) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しない者の入札。
- (4) 入札者若しくはその代理人が、他の入札者の代理となり行った入札。
- (5) 入札の率、金額、氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱若しくは不明なとき。
- (6) 率、金額を訂正した入札書による入札又は所定の入札書を用いていない入札。
- (7) 入札者の印鑑が登録したものと違ったとき。
- (8) 入札に関し、担当職員の指示に従わなかった者の入札。
- (9) 入札に際し不正の行為があったとき。
- (10) 入札に関する条件に違反したとき。

※ なお、入札の当日に出席しなかった者又は入札執行時刻に遅刻した者は、棄権とみなしますので、開札の結果について異議を申し立てることはできません。

## 13 入札の延期又は中止

入札の執行前において、不正な入札が行われるおそれのあると認められるとき又は災害その他実施が困難な事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は中止します。

## 14 開札

開札は、入札の場所において、入札終了後、直ちに入札者を立ち合わせて行います。入札者が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせて行います。

## 15 落札者の決定の方法

落札者は、1年当たりの入札額をもって有効な入札を行った者とします。

最高額の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじを引かせ、落札者を決めます。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かないものがあるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせ、落札者を決めます。

開札の結果、最高入札価格が予定価格に達しないとき、ただちに最大2回の応札をする。

## 16 契約に関する事項

落札者は、広告用動画モニター設置契約書により契約を締結するものとします。落札者が令和7年2月28日までに契約を締結しないときは、その落札は無効となります。

## 17 契約保証金

契約保証金は、不要とします。

## 18 契約の解除

契約者が次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。

- (1) 期限内に契約を履行しないとき又はその見込みがないとき。
- (2) 本市職員の指示監督に従わず、職務の執行を妨げたとき。
- (3) 契約事項に違反したとき。
- (4) 契約者として必要な資格が欠けたとき。
- (5) 契約者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

- (6) 契約者の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (7) 契約者の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (8) 契約者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (9) 契約者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 契約者の役員等又は使用人が、前（5）から（9）のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (11) 契約者が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

## 19 使用許可申請及び物件の設置

契約を締結と同時に行政財産の目的外使用許可申請書を提出し、当該契約に係る物件を速やかに設置してください。

## 20 その他

この一般競争入札参加案内に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び和歌山市契約規則、和歌山市財務規則の定めるところにより処理します。

また、落札額等の落札結果は公表します。

## 21 疑義の質問

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で各担当課長あて提出すること。

締切日は、入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。）の場合は、その前日）の午後5時までとします。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開します。

## 22 問い合わせ先

和歌山市七番丁23番地 和歌山市 財政局 財政部 管財課 庁舎管理班  
電話 073-435-1032（直通）